

大阪市教育行政基本条例・大阪市立学校活性化条例の概要

1 大阪市教育行政基本条例の概要

教育行政におけるマネジメントの改革

- ・ 市長が、教育委員会と協議して教育振興基本計画の案を作成し、市会の議決を経て定めることで、政治と行政が連携を緊密にしながら教育行政を進めるようにしたこと
- ・ 市長と教育委員会が共同で、教育振興基本計画の進捗管理を行い、その結果に基づき改善を講ずることとしたこと

開かれた教育行政の推進

- ・ 本市における教育の状況に関する情報の積極的な提供を進めるとしたこと
- ・ 市民の意向を的確に把握し、教育行政に適切に反映させるよう努めるとしたこと

施策の総合的な推進

- ・ 学校教育の円滑かつ継続的な実施、教員の能力・適性等の向上、家庭の教育力の向上、社会教育の振興のための施策を総合的に推進することとしたこと
- ・ 本市における教育では、教育基本法の趣旨に則ることはもとより、道徳性、グローバル化に対応できる能力、我が国と郷土を愛する態度などの育成を基本としたこと

2 大阪市立学校活性化条例の概要

学校運営におけるマネジメントの改革

- ・ 校長は、学校運営の最終的な意思決定を行い、教職員を指導監督することを明確にしたこと
- ・ 教育委員会は、予算や人事に関する校長の意見を尊重することとしたこと
- ・ 校長は、「運営に関する計画」を策定し、その進捗管理を学校評価により行うことで、マネジメントサイクルを確立するようにしたこと
- ・ 校長は内外公募により任命することとしたこと

開かれた学校運営の推進

- ・ 学校協議会を設置し、保護者や地域住民等が「運営に関する計画」やその進捗管理(学校関係者評価)等に参画することとしたこと
- ・ 学校は、教育活動の内容、学校評価の結果をはじめとする学校運営の状況に関する情報の積極的な提供を進めるとしたこと
- ・ 学校選択制や指定外就学の導入を進めるとしたこと